

## 都島区区政推進基金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都島区において、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を財源として実施する事業（以下「基金充当事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (基金充当事業)

第2条 都島区において、基金充当事業は、大阪市区政推進基金条例（平成25年大阪市条例第69号）第1条に基づき、都島区のめざす将来像の実現に向けた施策の推進その他区のまちづくりに係る次の各号に掲げる事業のうち、都島区長（以下、「区長」という。）が、本市の他の施策との整合性に配慮したうえで、区の特性に適合し、かつ、区域の活性化及び特色ある区域づくりに資すると認める事業とする。

- (1) 防災・防犯の取組強化など、安全・安心のまちづくりのための事業
- (2) 放置自転車対策や喫煙マナーの向上など、人に優しいまちづくりのための事業
- (3) 地域の自主的なまちづくりを促進するための事業
- (4) 子どもから高齢者まで、いきいきと健康に暮らせるまちづくりのための事業
- (5) 大川・淀川の水辺や地域の歴史・文化などを活かした、魅力と活力あるまちづくりのための事業
- (6) 子育て支援の充実、青少年の健全育成のための事業
- (7) 学力向上やグローバル化時代への対応など、未来の都島を担う人材育成のための事業
- (8) 区民の声の区政への反映や窓口サービスの向上など、区役所力を強化するための事業
- (9) 区役所が市民と協働して実施する事業費に充てる区役所市民協働型事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに係る施策の推進に関する事業

### (寄附金の申し込み)

第3条 第2条に定める事業に寄附をしようとする者は、様式第1号により、寄附金を申込むものとする。

### (市民局長との協議)

第4条 区長は、基金を事業の財源に充当しようとするときは、市民局長と事前に協議するものとする。

### (基金充当事業の広報)

第5条 区長は、基金充当事業の概要を区民等に広く広報し、寄付金を募集するとともに、事業の実施後には、検証の結果を広報し、区民の意見の聴取に努めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。